



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
総務監察課法制文書室

定期第776号 令和6年12月17日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【規則】

番号	表題	担当課名
63	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	防災対策推進課 事前復興室

### 【訓令】

番号	表題	担当課名
10	職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● **災害救助法施行細則の一部を改正する規則**（規則第六十三号）

- 一 避難所の設置のために支出する費用等の限度額の引上げ等を行うこととした。
- 二 災害救助法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和七年六月一日から施行することとした。
- 四 一については、令和六年七月九日から適用することとした。

徳島県規則第六十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(二)中「仮小屋を設置し、天幕を設営し」を「移動可能な施設、車両等を設置し」に改め、同1の(三)中「三百四十円」を「三百五十円」に改め、同一の2の(一)の(2)中「六百七十七万五千円」を「六百八十八万三千円」に改め、同表の二の1の(三)中「

千二百三十円」を「千三百三十円」に改め、同表の三の3の(一)中

一九、二〇〇円	二
三一、八〇〇円	四

四、六〇〇円	三六、五〇〇円	四三、六〇〇円	五五、二〇〇円	八、〇〇〇円
一、一〇〇円	五七、二〇〇円	六六、九〇〇円	八四、三〇〇円	一一、六〇〇円

を

一九、八〇〇円	二五、四〇〇円	三七、七〇〇円	四五、〇〇〇円	五七、〇〇
三二、八〇〇円	四二、四〇〇円	五九、〇〇〇円	六九、〇〇〇円	八七、〇〇

〇円	八、三〇〇円	六、三〇〇円	八、四〇〇円	一
〇円	一二、〇〇〇円	一〇、一〇〇円	一三、二〇〇円	一

に改め、同3の(二)中

二、六〇〇円	一五、四〇〇円	一九、四〇〇円	二、七〇〇円	六、五〇
八、八〇〇円	二二、三〇〇円	二八、一〇〇円	三、七〇〇円	一〇、四〇

を

〇円	八、七〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、九〇〇円	二〇、〇〇〇円	二、八〇
〇円	一三、六〇〇円	一九、四〇〇円	二三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三、八〇

○ 円	○ 円
--------	--------

に改め、同表の六の1の(二)中「五万円」を「五万千五百円」に改め、同六の2の(二)の(1)中「七十万六千円」を「七十一万七千円」に改め、同(二)の(2)中「三十四万三千円」を「三十四万八千円」に改め、同表の八の3の(二)の(1)中「四千八百円」を「五千二百円」に改め、同(二)の(2)中「五千五百円」を「五千五百円」に改め、同(二)の(3)中「五千六百円」を「六千円」に改め、同表の九の3の(一)中「二十一万九千円」を「二十二万六千円」に改め、同3の(二)中「十七万五千二百円」を「十八万八千円」に改め、同表の十一の4の(一)中「三千五百円」を「三千六百円」に改め、同4の(二)中「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表の十二の2中「十三万八千七百円」を「十四万円」に改める。

様式第七号の裏面中「懲役、」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第七号の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定は、令和六年七月九日から適用する。

徳島県訓令第10号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局  
徳島県労働委員会事務局  
徳島県収用委員会事務局

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令

職員の人事取扱規程（昭和四十二年徳島県訓令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

- 二 昇給の発令又は昇格の発令
- 三 給料表の適用に異動がある場合の発令
- 四 職務の等級又は号俸の切替えの発令

附 則

この訓令は、令和七年一月一日から施行する。